

## (租税特別措置法の一 部改正)

第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

### 目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	第一章 同 上
第二章 所得税法の特例	第二章 同 上
第一節 利子所得及び配当所得（第三条—第九条の九）	第一節 同 上
第二節 不動産所得及び事業所得	第二節 同 上
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例（第十条—第十九条）	第一款 同 上
第二款 準備金（第二十条—第二十一条）	第二款 同 上
第三款 鉱業所得の課税の特例（第二十二条—第二十四条）	第三款 同 上
第四款 農業所得の課税の特例（第二十四条の二—第二十五条）	第四款 同 上
第五款 その他の特例（第二十五条の二—第二十八条の四）	第五款 同 上
第三節 給与所得及び退職所得等（第二十九条—第二十九条の四）	第三節 同 上
第四節 山林所得及び譲渡所得等	第四節 同 上
第一款 山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）	第一款 同 上
第二款 長期譲渡所得の課税の特例（第三十一条—第三十一条の四）	第二款 同 上
第三款 短期譲渡所得の課税の特例（第三十二条）	第三款 同 上
第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等（第三十三条—第三十三条の六）	第四款 同 上
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除（第三十四条—第三十四条の三）	第五款 同 上
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）	第六款 同 上
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二・第三十五条の三）	第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二）
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例（第三十六条）	第七款 同 上
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第三十六条の二—第三十六条の五）	第七款の二 同 上
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条—第三十七条の九）	第八款 同 上
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七条の十一—第三十八条）	第九款 同 上

### 目次

第一節 同 上	第一款 同 上
第二節 同 上	第二款 同 上
第三節 同 上	第三款 同 上
第四節 同 上	第四款 同 上
第五節 同 上	第五款 同 上
第六節 同 上	第六款 同 上
第七節 同 上	第七款 同 上
第八節 同 上	第八款 同 上

第六款 同 上  
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二）

第七款 同 上  
第七款の二 同 上

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例（第三十六条）  
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第三十六条の二—第三十六条の五）  
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条—第三十七条の九）  
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七条の十一—第三十八条）

第十款 その他の特例（第三十九条—第四十条の三の二）

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の三の四）

第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七—第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の三—第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第二節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第三節 準備金等（第五十五条—第五十七条の九）

第四節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第五節 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第六節 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第七節 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条）

第八節 認定農地所有適格法人の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第九節 第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第十節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第十一節 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第十二節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三—第六十五条の五）

第十款 同 上

第四節の二 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三章 同 上

第六節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第六節 同 上

第七節 同 上

第八節 同 上

第九節 同 上

第十節 同 上

第十一節 同 上

第十二節 同 上

第十三節 同 上

第十四節 同 上

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条 の五の二）	第二款の二 同 上
第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）	第三款 同 上
第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の 七—第六十六条の二）	第四款 同 上
第六節の二 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲 渡に係る所得の計算の特例（第六十六条の二の二）	第六節の二 同 上
第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）	第七節 同 上
第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の 四—第六十六条の四の五）	第七節の二 同 上
第七節の三 支払利子等に係る課税の特例	第七節の三 同 上
第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十 六条の五）	第一款 同 上
第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十六条の五の二 ・第六十六条の五の三）	第二款 同 上
第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例	第七節の四 同 上
第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十 六条の六—第六十六条の九）	第一款 同 上
第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る 所得の課税の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九 の五）	第二款 同 上
第八節 その他の特例（第六十六条の十一—第六十八条の七）	第八節 同 上
第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条 の八）	第九節 同 上
第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の 九—第六十八条の四十二）	第十節 同 上
第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三—第六十八条の 五十九）	第十一節 同 上
第十二節 削除	第十二節 同 上
第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・ 第六十八条の六十二）	第十三節 同 上
第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収 入金額の課税の特例（第六十八条の六十二の二）	第十三節の二 同 上

第二款の二 同 上	第二款の二 同 上
第三款 同 上	第三款 同 上
第四款 同 上	第四款 同 上
第六節の二 同 上	第六節の二 同 上
第七節 同 上	第七節 同 上
第七節の二 同 上	第七節の二 同 上
第七節の三 同 上	第七節の三 同 上
第一款 同 上	第一款 同 上
第二款 同 上	第二款 同 上
第七節の四 同 上	第七節の四 同 上
第一款 同 上	第一款 同 上
第二款 同 上	第二款 同 上
第八節 同 上	第八節 同 上
第九節 同 上	第九節 同 上
第十節 同 上	第十節 同 上
第十一節 同 上	第十一節 同 上
第十二節 同 上	第十二節 同 上
第十三節 同 上	第十三節 同 上
第十三節の二 同 上	第十三節の二 同 上

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）

- 第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例（第六十八条の六十三の二）
- 第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例（第六十八条の六十四・第六十八条の六十五）
- 第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）
- 第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）
- 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の六十九）
- 第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
- 第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十—第六十八条の七十三）
- 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）
- 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）
- 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七八一—第六十八条の八十五）
- 第二十節 特別事業再編を行う法人的株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）
- 第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）
- 第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条の八十八・第六十八条の八十八の二）
- 第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例
- 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）
- 第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）
- 第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第十四節 同上

第十四節の二 同上

第十五節 同上

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第二款 同上

第三款 同上

第二款の二 同上

第二十節 同上

第四款 同上

第二十一節 同上

第二十二節 同上

第二十三節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第二十四節 同上

第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十  
八条の九十一—第六十八条の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る  
所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条  
の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十  
八条の百十二）

第四章 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一条—第七十一条の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の七）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の六）

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条—第八十八条の四）

第三節 挿発油税法及び地方挿発油税法の特例（第八十八条の五—第  
九十条の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—  
第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十五）

第三節の五 國際観光旅客税法の特例（第九十条の十六）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条・第九十八条）

附則

第一款 同 上

第二款 同 上

第二十五節 同 上

第四章 同 上

第四章の二 同 上

第五章 同 上

第六章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第三節の二 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三節の三 同 上

第三節の四 同 上

第三節の五 同 上

第四節 同 上

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第五条の三 省 略

4 2・3 省 略  
この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める  
ところによる。

一六省略

七特定振替社債等

社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（次に掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のも

のをいう。

イニ二省略

ホ 令和四年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する法律第百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するもの

ヘリ省略

八十九省略  
八〇十省略

八九十一同上  
八〇十二同上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八 第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等（以下この条及び次条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同項に規定する営業所をいう。次条において同じ。）に第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条及び次条において「配当等」という。）で次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一六同上

七同

イニ二同上

ホ 平成三十四年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する法律第百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するもの

ヘリ同上

八九十一同上  
八〇十二同上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八 第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等（以下この条及び次条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同項に規定する営業所をいう。次条において同じ。）に第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条及び次条において「配当等」という。）で次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一・二 省 略

一・二 同 上

三 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の前号イ又はロに掲げる配当等で、当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

四 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の第一号イからハまでに掲げる配当等で、当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)

第九条の九 省 略

2 未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日いすれか早い日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該未成年者口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3 省 略

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第十条 省 略

2 前項の青色申告書を提出する個人の令和二年及び令和三年の各年分における同項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

3 省 略

(試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

第十条 同 上

2 前項の青色申告書を提出する個人の平成三十二年及び平成三十三年の各年分における同項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一・二 同 上

3 同 上

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税)

第九条の九 同 上

2 未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該未成年者口座内上場株式等の配当等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該未成年者口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

4 前項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十年から令和三年までの各年分（平成三十年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年分（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年分を除く。）を除く。）において、増減試験研究費割合が百分の八を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるとところによる。

一・二省略

5 第三項の中事業者で青色申告書を提出するものの令和二年及び令和三年の各年分において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところによる。

一・二省略

6・11省略

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日）から令和四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。同項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額（次に定めるとところによる。）以下の金額で当該個人が必要経費において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要

4 前項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十二年及び平成三十三年までの各年分（平成三十年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年分（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年分を除く。）を除く。）において、増減試験研究費割合が百分の八を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるとところによる。

一・二同上

5 第三項の中事業者で青色申告書を提出するものの平成三十二年及び平成三十三年の各年分において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前二項の規定の適用については、当該各年分の次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところによる。

一・二同上

6・11同上

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二 青色申告書を提出する個人が、平成三十年四月一日（第二号及び第三号に掲げるものにあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日）から平成三十二年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める減価償却資産（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は高度省エネルギー増進設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。同項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。同項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該高度省エネルギー増進設備等に係る償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかわらず、当該高度省エネルギー増進設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次に定めるとところによる。）以下の金額で当該個人が必要経費において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要

として計算した金額とする。ただし、当該高省エネルギー増進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者（同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者）同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者）同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者）同法第十九条第一項に規定する連鎖化事業を行なう連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業を行なう連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業を行なう連鎖化事業（以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者（以下この号において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行なう連鎖化事業の加盟者を含む。）同法第十五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるものに限る。）

## 259 省略

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この条において「中小事業者」という。）が、平成十一年六月一日から令和三年三月三十一日までの期間（第三項において「定期間」という。）内に、次に掲げる減価償却資産（第一号又は第二号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以

経費として計算した金額とする。ただし、当該高省エネルギー増進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第三項ただし書に規定する特定事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者）又は同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者）同法第十九条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。）同法第十五条第一項又は第二十六条第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。）の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

## 259 同上

（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この条において「中小事業者」という。）が、平成十一年六月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（第三項において「定期間」という。）内に、次に掲げる減価償却資産（第一号又は第二号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以

下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第四号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

#### 一四省略

#### 2510省略

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の四 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、当該個人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業(以下第三項までにおいて「承認地域経済牽引事業」という。)に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域(第三項において「促進区域」という。)内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画

。以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第四号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第四号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

#### 一四同上

#### 2510同上

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の四 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、当該個人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業(以下第三項までにおいて「承認地域経済牽引事業」という。)に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域(第三項において「促進区域」という。)内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業

(同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に従つて特定地域経済牽引事業施設等(承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び第三項において同じ。)の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業用機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 258 省略

(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又

は所得税額の特別控除)

第十条の四の二 青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正す

計画(同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に従つて特定地域経済牽引事業施設等(承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び第三項において同じ。)の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業用機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 258 同上

(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又

は所得税額の特別控除)

第十条の四の二 青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正す

る法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から令和四年三月三十日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この項及び第三項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（第三項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（第三項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域（当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第三項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の當む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額（次項

る法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十二年三月三十日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この項及び第三項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（第三項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（第三項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域（当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第三項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の當む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額（次項

において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費と所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 258 省略

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)

**第十条の五** 青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十九号)の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)について地域再生法第十七条の二第三項の認定(以下この条において「計画の認定」という。)を受けた個人に限る。次項において「認定事業者」という。)であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、第二号に掲げる金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額(第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

### 一次に掲げる全ての要件

口省略

### 二 次に掲げる金額の合計額

イ 三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数(当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。口において同じ。)のうち当該適用

年の特定新規雇用者数に達するまでの数(イにおいて「特定新規雇

次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 258 同上

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)

**第十条の五** 青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十九号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下この条において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)について地域再生法第十七条の二第三項の認定(以下この条において「計画の認定」という。)を受けた個人に限る。次項において「認定事業者」という。)であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、第二号に掲げる金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額(第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

### 一 同上

口同上

### 二 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ 給与等支給額が比較給与等支給額以下であること。

イ 当該個人の当該適用年の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者(当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。)の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がさ

用者基礎数」という。)を乗じて計算した金額(当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設(以下この号において「移転型特定業務施設」という。)において当該適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。)がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額)

二十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数を控除して計算した数(移転型特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から移転型特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数を控除した数(口において「移転型非新規基準雇用者数」という。)が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数)を乗じて計算した金額

(1) れた場合 次に掲げる金額の合計額

(2) 六十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数(当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。(2)及び口(2)において同じ。)のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数(口(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。)を乗じて計算した金額

(1) 五十万円に、当該個人の当該適用年の新規雇用者総数(当該新規雇用者総数が当該適用年の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数。(2)及び口(2)において同じ。)から当該適用年の特定新規雇用者数を控除した数(口(2)において「非特定新規雇用者数」という。)のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。口(2)において同じ。)に達するまでの数と当該地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除した数とを合計した数を乗じて計算した金額

当該個人の当該適用年の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明がされた場合(イに掲げる場合を除く。)次に掲げる金額の合計額

(1) 三十万円に、特定新規雇用者基礎数(当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設(1)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。)において当該適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(1)及び(2)において「移転型特定新規雇用者数」という。)がある場合には、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を加算した数)を乗じて計算した金額

二十万円に、非特定新規雇用者数のうち当該個人の当該適用年の新規雇用者総数の百分の四十に相当する数に達するまでの数(

2 青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち、前項の規定の適用を受ける又は受けたもの（前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格個人」という。）を含む。）が、その適用を受ける年（要件適格個人にあつては、同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年）以後の各適用年（当該個人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた日の属する年以後の各年で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。）において、前項第一号口に掲げる要件を満たす場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、四十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した

移転型特定業務施設において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数（(2)において「移転型新規雇用者総数」という。）から移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該非特定新規雇用者数に達するまでの数（(2)において「移転型非特定新規雇用者数」という。）がある場合には、当該百分の四十に相当する数に達するまでの数のうち当該移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）と当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該新規雇用者総数を控除して計算した数（(2)において「移転型特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数」として政令で定めるところにより証明がされた数から当該移転型新規雇用者総数を控除した数（(2)において「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）とを合計した数を乗じて計算した金額

## ハ

(2)(1)

2 青色申告書を提出する個人で認定事業者であるもののうち、前項の規定の適用を受ける又は受けたもの（前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格個人」という。）を含む。）が、その適用を受ける年（要件適格個人にあつては、同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年）以後の各適用年（当該個人の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた日の属する年以後の各年で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない年以後の各年を除く。）において、前項第一号口に掲げる要件を満たす場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、三十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した

金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数の百分の二十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 一～四 省略

五 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数を減算した数をいう。

#### 六 省略

七 特定雇用者 次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

#### イ 省略

ロ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。

#### 八・九 省略

#### 一～四 同上

五 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。第十二号及び第十三号において同じ。）の数を減算した数をいう。

#### 六 同上

#### イ 同上

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

#### 八・九 同上

十一 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（雇用者に対して支給するものに限る。）をいう。

十一 給与等支給額 給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第一百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合は、当該金額を控除した金額。第十三号において同じ。）のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該

金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号口に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 三 同上

適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るもの(を除く。)をいう。

十二 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合をいう。

十三 比較給与等支給額 個人の給与等の支給額のうち第十一号の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額(当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るもの)を除くものとし、当該適用年の前年において事業を開始した場合における当該適用年にあつては当該金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする。(以下この号において「適用年前年分における給与等の支給額」という。)に、当該適用年前年分における給与等の支給額に当該適用年の基準雇用者割合を乗じて計算した金額(当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年前年分における給与等の支給額)の百分の二十に相当する金額を加算した金額をいう。

十一 省略

7| 6| 5| 4|

省略省略省略省略

第三項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する個人が同項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書に添付すべき書類その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 省略

(特定中小事業者が經營改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十一条の五の二 中小企業等經營強化法(平成十一年法律第十八号)第三十二条第二項に規定する認定經營革新等支援機関(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定經營革新等支

4|

十四 同 上

前項第十三号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8| 7| 6| 5|

同 同 上

第三項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における比較給与等支給額の計算その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9| 同 上

(特定中小事業者が經營改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十一条の五の二 中小企業等經營強化法(平成十一年法律第十八号)第三十二条第二項に規定する認定經營革新等支援機関(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「認定經營革新等支

援機関等」という。)による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの(以下この項において「経営改善指導助言書類」)と。)の交付を受けた第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの(認定経営革新等支援機関等を除く。)が、平成二十五年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」)といふ。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。)が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」)といふ。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。)といふ。

三項において「指定期間」といふ。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。)といふ。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)といふ。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同一の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の五の三 特定中小事業者(第十条の三第一項に規定する中小事業者のうち中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定(以下この項にお

2510 省略

(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の五の三 特定中小事業者(第十条の三第一項に規定する中小事業者のうち中小企業等経営強化法第十九条第一項の認定(以下この項にお

援機関等」という。)による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるもの(以下この項において「経営改善指導助言書類」)と。)の交付を受けた第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの(認定経営革新等支援機関等を除く。)が、平成二十五年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」)といふ。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。)といふ。

三項において「指定期間」といふ。)内に、経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類(認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。)に記載された器具及び備品並びに建物附属設備(政令で定める規模のものに限る。)といふ。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む卸売業、小売業その他の中の政令で定める事業の用(貸付けの用を除く。)といふ。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同一の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2510 同上

いて「認定」という。)を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。)が、平成二十九年四月一日から令和三年三月三十日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第十九条第三項に規定する経営力向上設備等(経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画(同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に記載されたものに限る。)に該当するもののうち政令で定める規模のもの(以下この条において「特定経営力向上設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用(第十条の三第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九项において「供用年」という。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる額(当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 2511 省 略

### (給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除)

**第十一条の五の四** 青色申告書を提出する個人が 令和元年(平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章に

いて「認定」という。)を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。)が、平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第十九条第三項に規定する経営力向上設備等(経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画(同法第二十条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に記載されたものに限る。)に該当するもののうち政令で定める規模のもの(以下この条において「特定経営力向上設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用(第十条の三第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九项において「供用年」という。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかる額(当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

## 2511 同 上

### (給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除)

**第十一条の五の四** 青色申告書を提出する個人が、平成三十一年から平成三十三年までの各年(平成三十一年以後に事業を開始した個人のその開始

において同じ。）から令和三年までの各年（令和元年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年ににおいて第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合における「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において計算した金額を控除した残額）の百分の十五（その年において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額（第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 省 略

二 当該個人の国内設備投資額がその償却費総額の百分の九十五に相当する金額以上であること。

2 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十一号において「中小事業者」という。）が、令和元年から令和三年までの各年（前項の規定の適用を受ける年、令和元年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額

した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額（その年において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額（第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 同 上

二 当該個人の国内設備投資額がその償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

3 同 上

2 第十条第七項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項及び次項第十一号において「中小事業者」という。）が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（前項の規定の適用を受ける年、平成三十一年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるとき（当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額